

## 電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当クリニックでは電子的診療情報連携体制整備について、以下のとおり対応を行っています。

- オンライン請求を行っています
- 患者さんに明細書を無償で交付しています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、活用できる体制を有しています
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示等行っています
- 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当クリニックの見やすい場所及びホームページに掲載しています

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改正に伴い、

令和8年6月1日より、「電子的診療情報連携体制整備加算3」を算定いたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ひまわりクリニックきょうごく